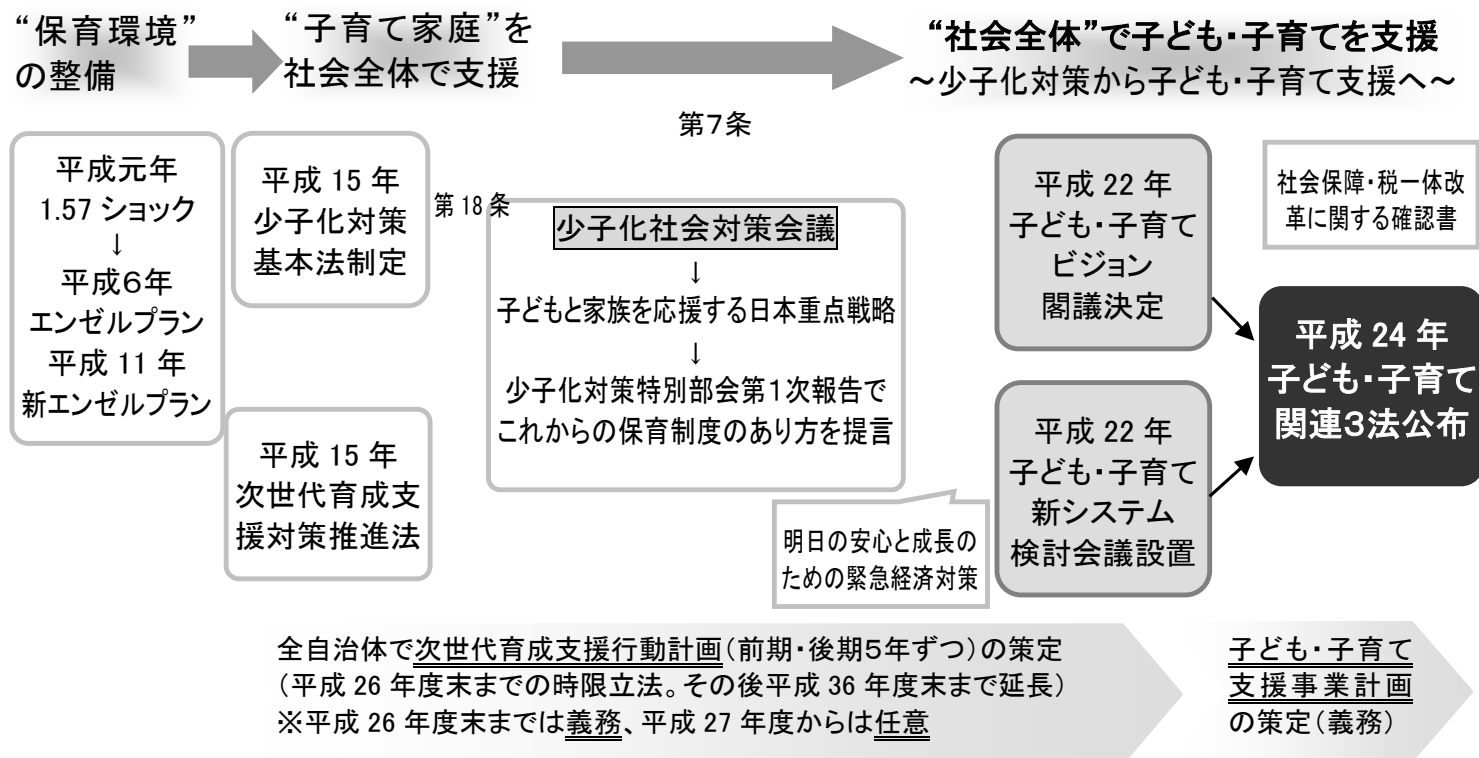


安城市子ども・子育て支援事業計画の 策定について



新制度開始までの動向

少子化対策から子ども・子育て支援へ



子ども・子育て支援制度のポイント

「量」「質」の両面から社会全体で 子育てを支える制度

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（**施設型給付**）及び小規模保育等への給付（**地域型保育給付**）の創設
- ②**認定こども園制度の改善**（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実
- ④**市町村が実施主体**となる
- ⑤**社会全体で費用を負担**（消費税の引き上げにより充実に向けた予算を確保）
- ⑥政府の推進体制を整備
- ⑦**子ども・子育て会議の設置**
- ⑧仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）の創設（H28より。国が実施主体）

子ども・子育て支援事業計画とは①

必須記載事項

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②各年度における区域ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③各年度における区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

子ども・子育て支援事業計画とは②

○第1期支援事業計画における、国の手引きによる 量の見込み算出の流れ

- 潜在家庭類型 × 各事業の利用意向率・日数 × 推計児童数 = 量の見込み
- ※「家庭類型」および「各事業の利用意向率・日数」は、アンケート結果から各自治体で算出

○第1期支援事業計画中間見直しにおける、国の手引きによる量の見込み算出の流れ

- 補正後の推計児童数 × 支給認定割合 = 見直し後の量の見込み

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」(参考)

●●地域	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 …			
	1号 <small>(3-5歳教育のみ)</small>	2号 <small>(3-5歳保育の必要性あり)</small>	3号 <small>(0-2歳保育の必要性あり)</small>	1号 <small>(3-5歳教育のみ)</small>	2号 <small>(3-5歳保育の必要性あり)</small>	3号 <small>(0-2歳保育の必要性あり)</small>	1号 <small>(3-5歳教育のみ)</small>	2号 <small>(3-5歳保育の必要性あり)</small>	3号 <small>(0-2歳保育の必要性あり)</small>	
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	

計画策定後の国・県の動き



国の動き

○多様化する課題に対する法整備及び制度の制定

年度	法律・制度等	内容
27	保育士確保プラン	・待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	・平成37年3月末までの時限立法に延長
28	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む
29	子育て安心プラン	・平成32年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
30	第3期教育振興基本計画	・2030年以降の社会変化を見据えた教育施策の在り方を示すとともに、今後5年間の指標を設定
	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ

愛知県の動き

○国の法整備等に合わせて、「あいちがみんプラン2015-2019」の中間見直しを実施

「あいちがみんプラン2015-2019」の中間見直し

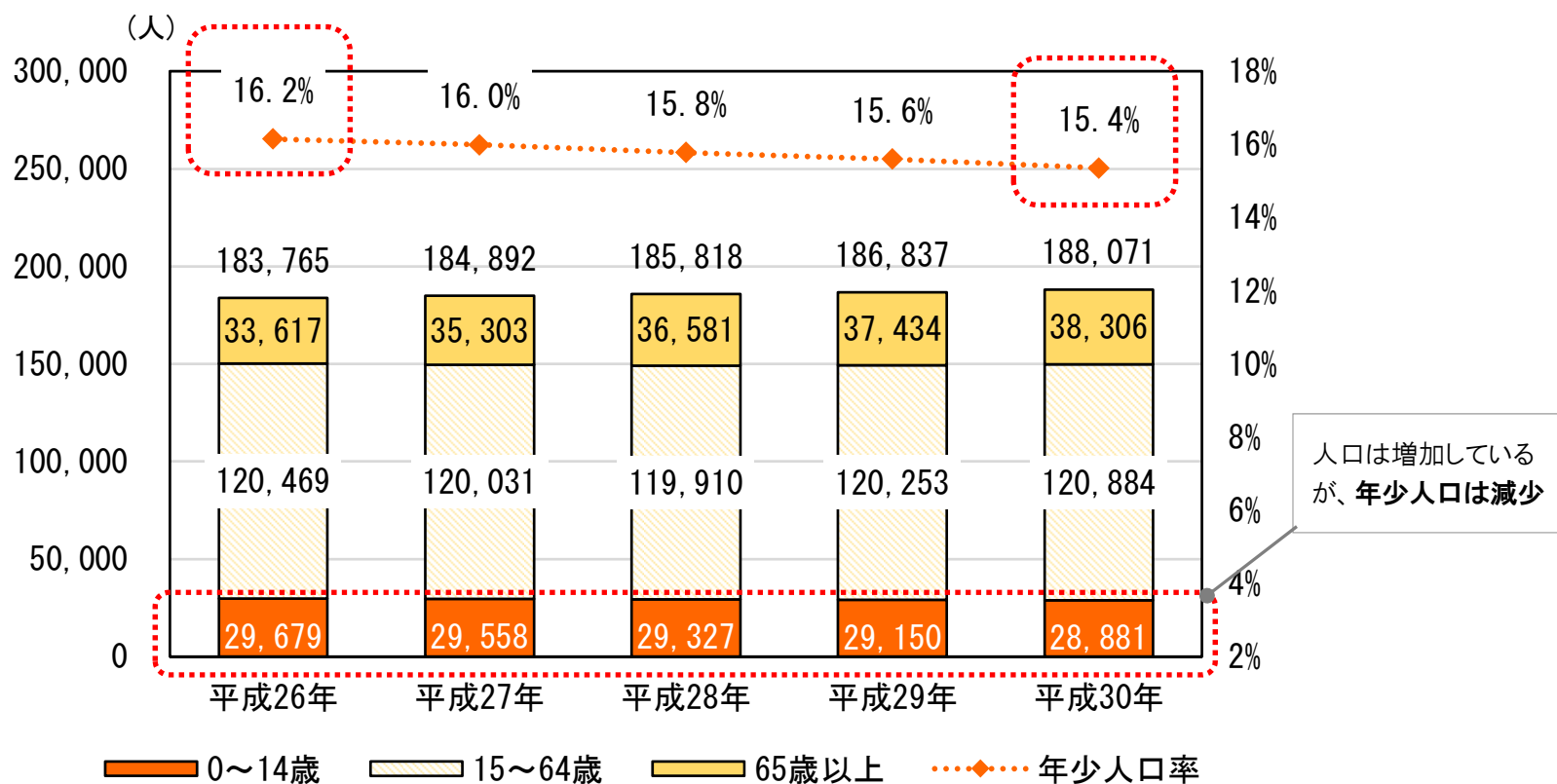
- ①女性活躍、働き方改革による保育需要の増加を想定し、放課後児童クラブや保育士の確保方策を見直し
- ②子どもの貧困対策推進計画該当部分を見直し
- ③児童虐待防止計画は31年度の次期計画改訂時に見直しに合わせて策定予定

安城市の現状【統計資料】



人口の推移

- 人口は年々増加
- 課題は、年少人口の減少

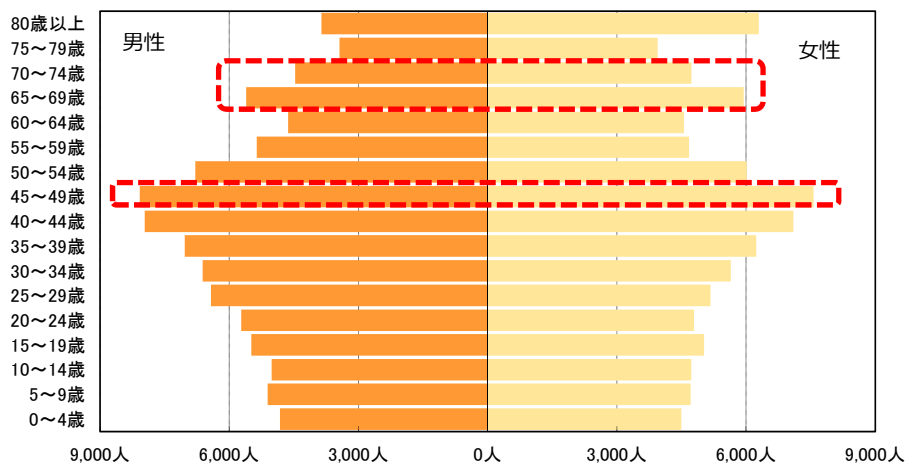


出展：総務省公表 住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）

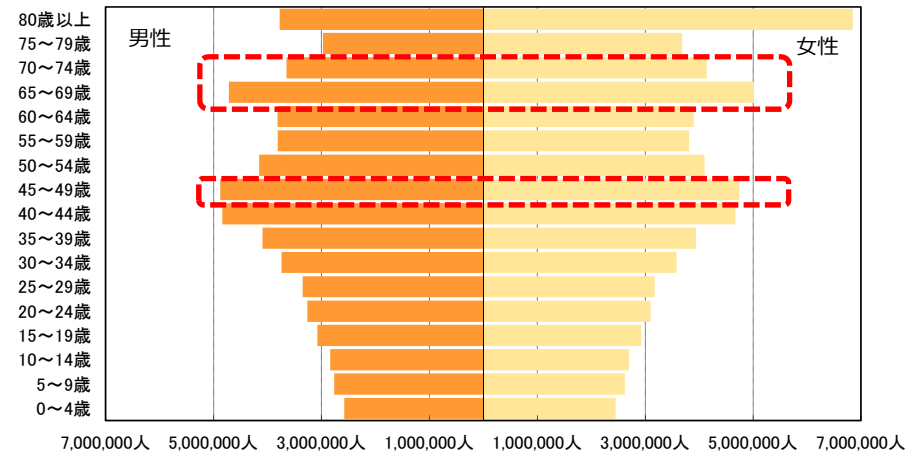
人口構造

○全国と比べると団塊ジュニア世代が多い

安城市



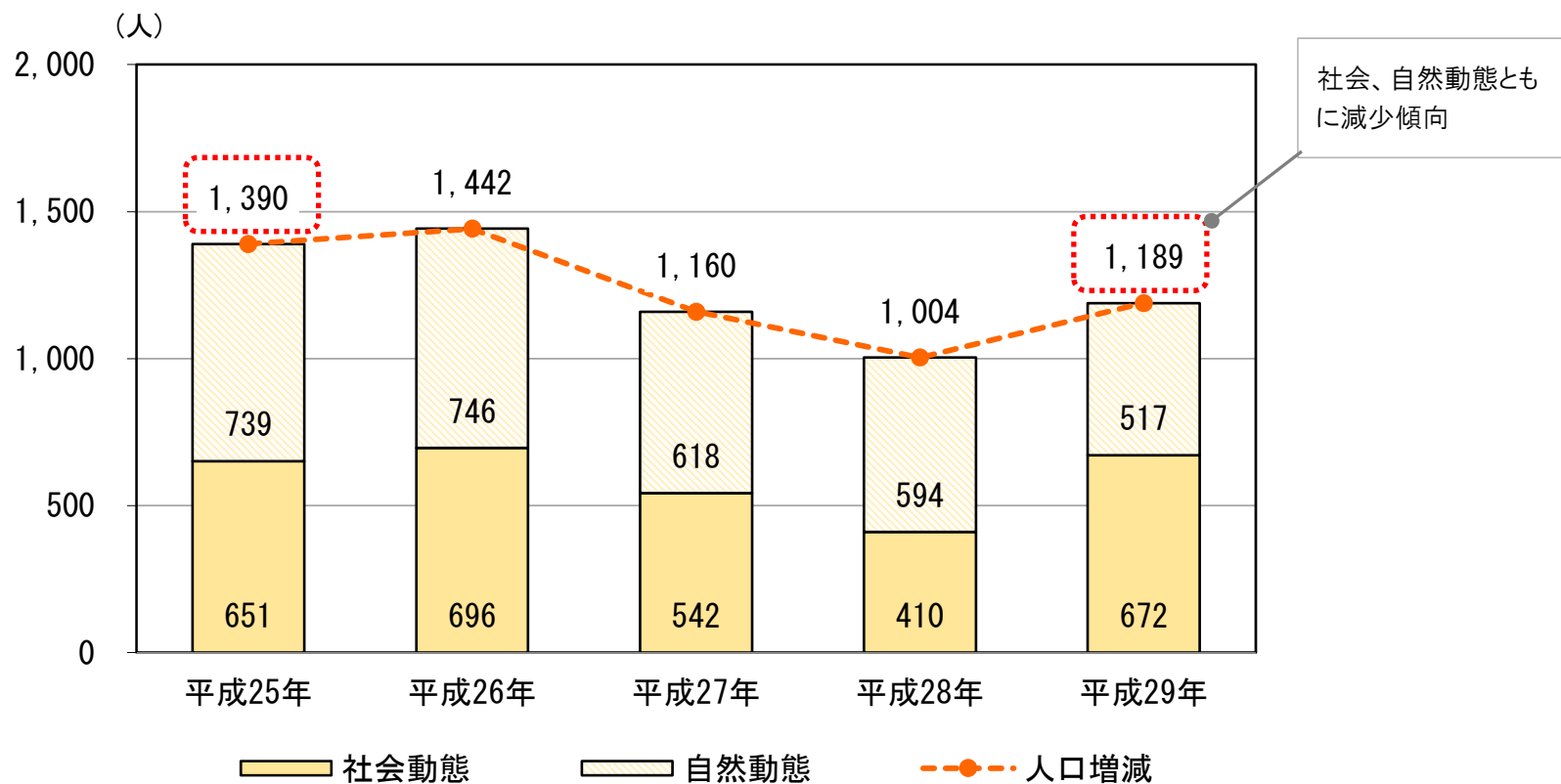
全国



出展：総務省公表 平成30年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）

人口増減について

○人口増加は続いているが、伸びは鈍化している

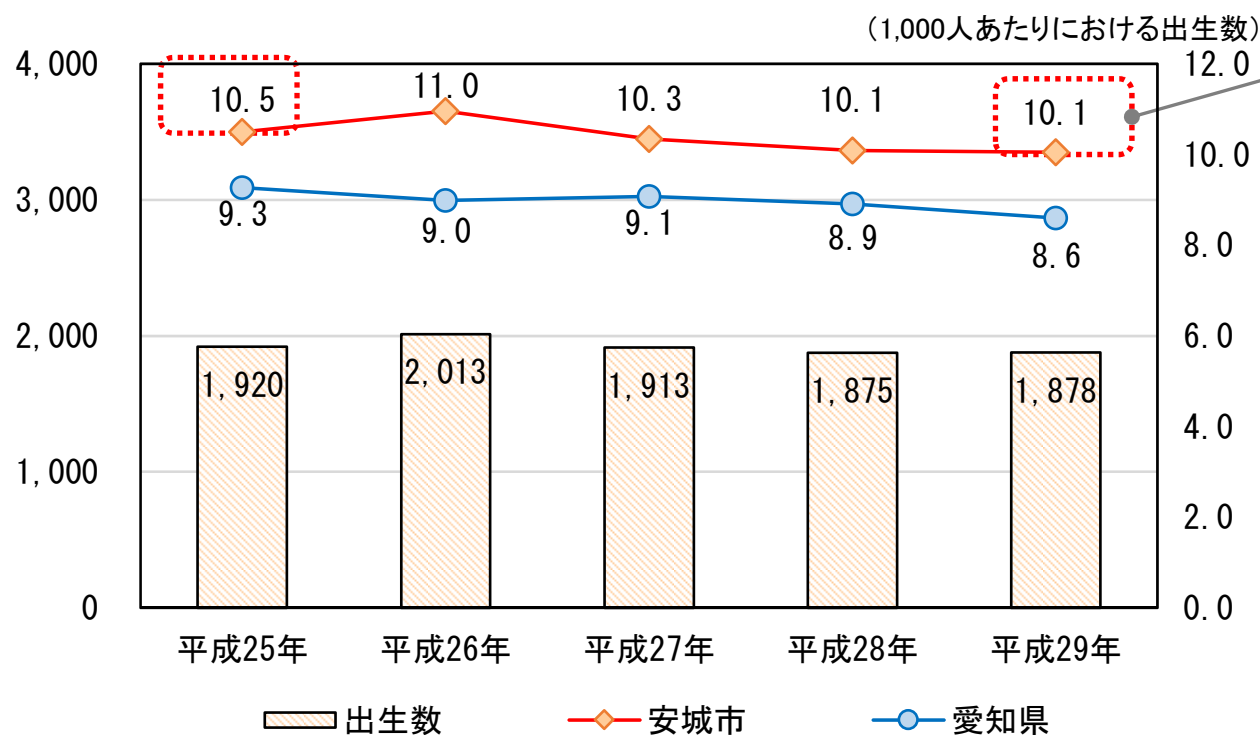


出展：安城の統計

出生数の推移

○出生数は、減少傾向

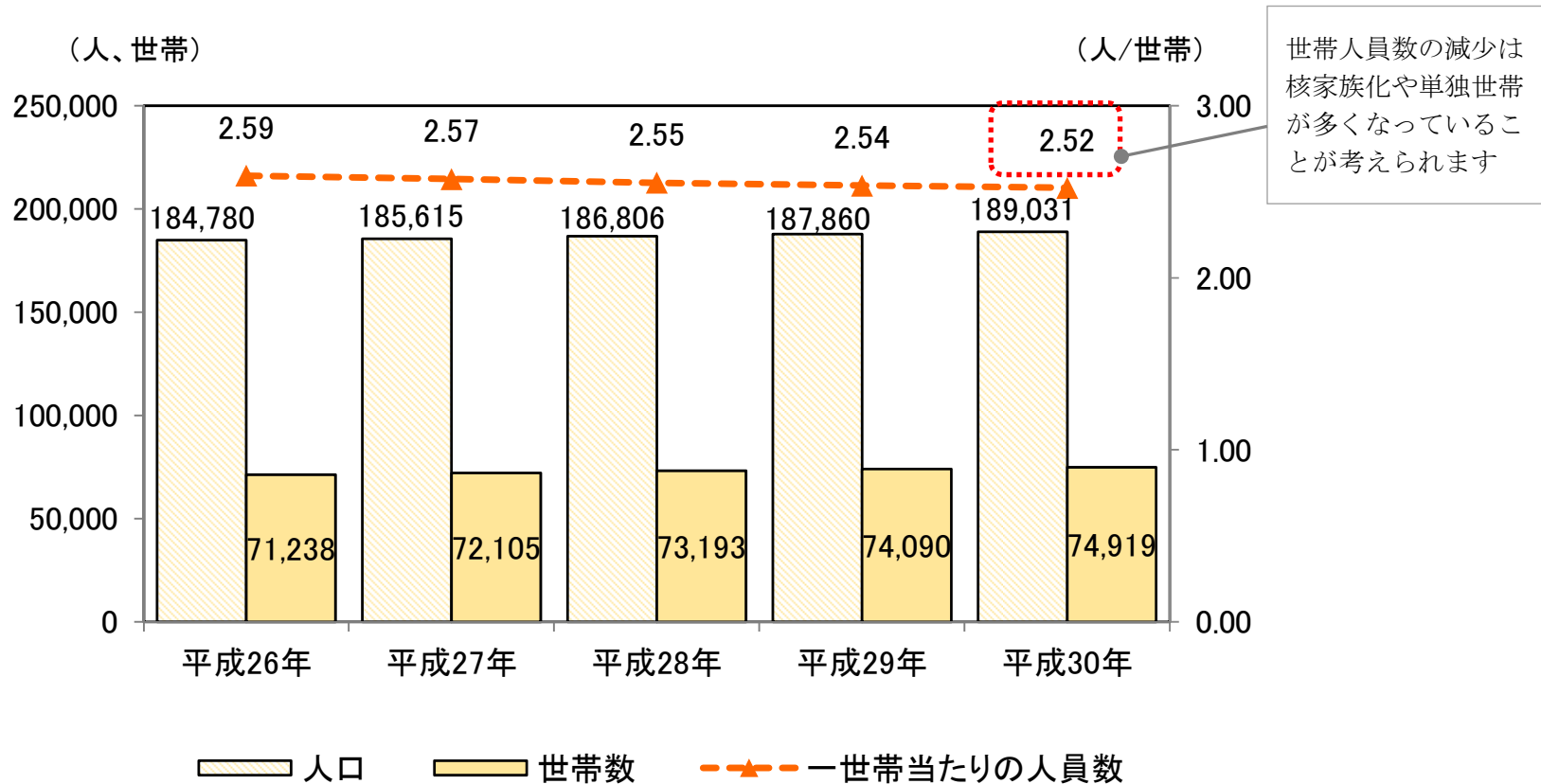
○1,000人あたりにおける出生数は愛知県より高い



出展：安城の統計

世帯数の推移

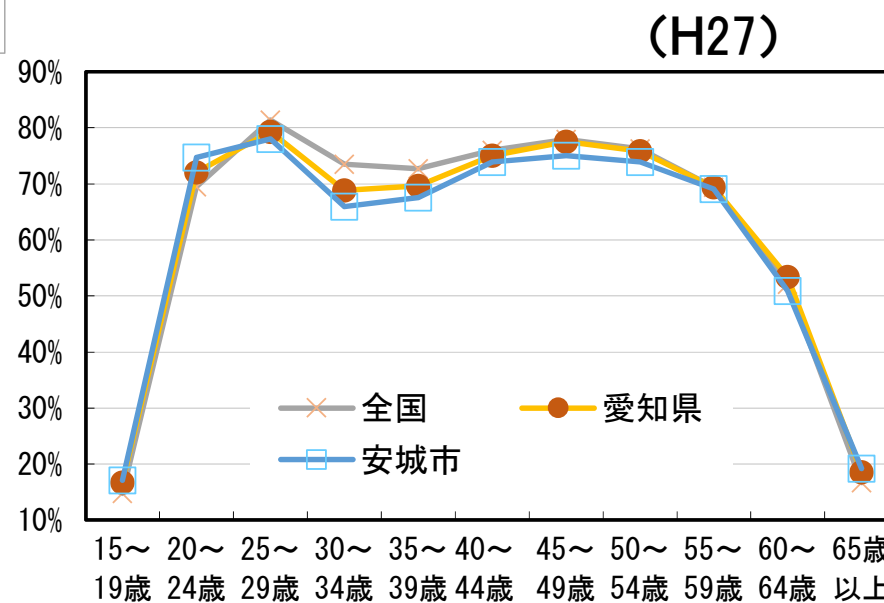
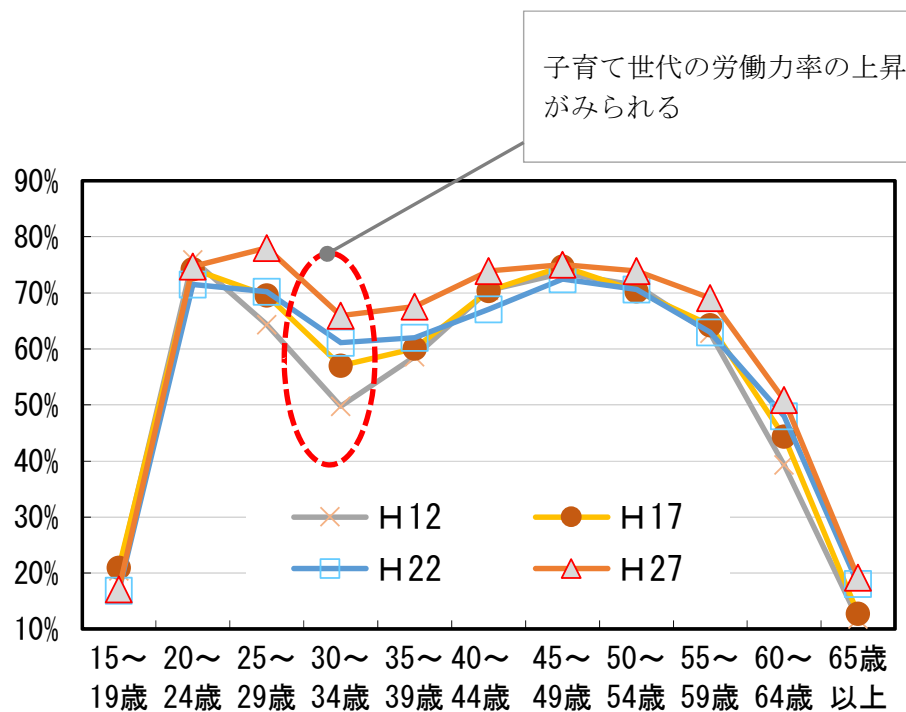
○世帯数は増加、世帯を構成する人員数は減少傾向



出展：安城の統計

女性の労働力率

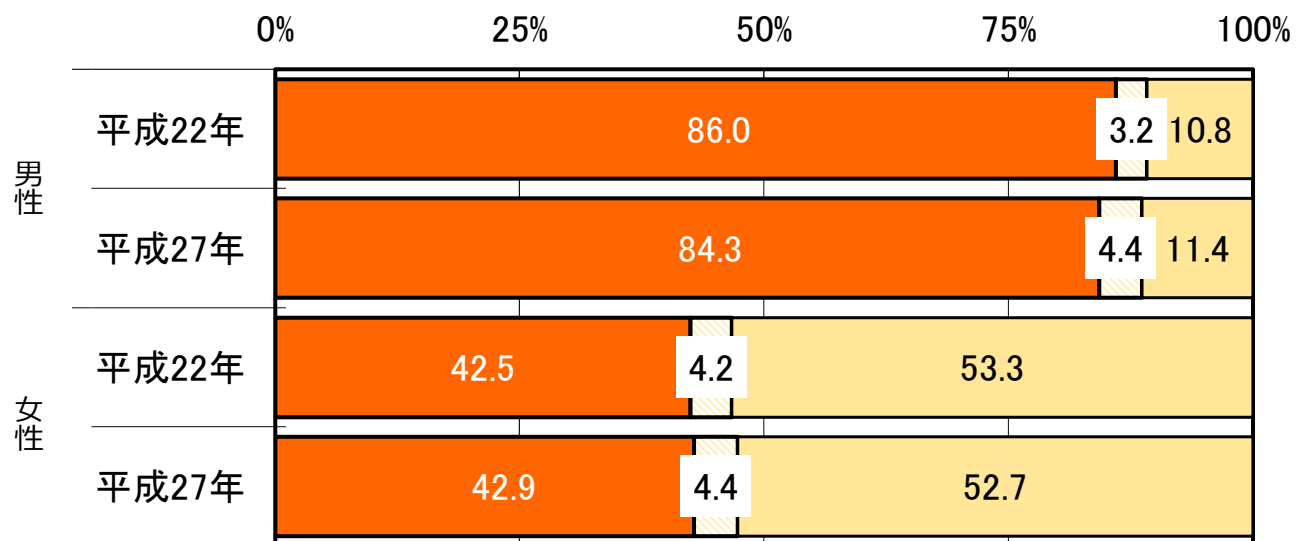
- 女性の労働力率は上昇
- 国や愛知県と比べると低い



出展：国勢調査

女性の雇用形態

○女性の雇用形態はパート・アルバイト・その他が多い



- 正規の職員・従業員
- ▨ 労働者派遣事業所の派遣社員
- パート・アルバイト・その他

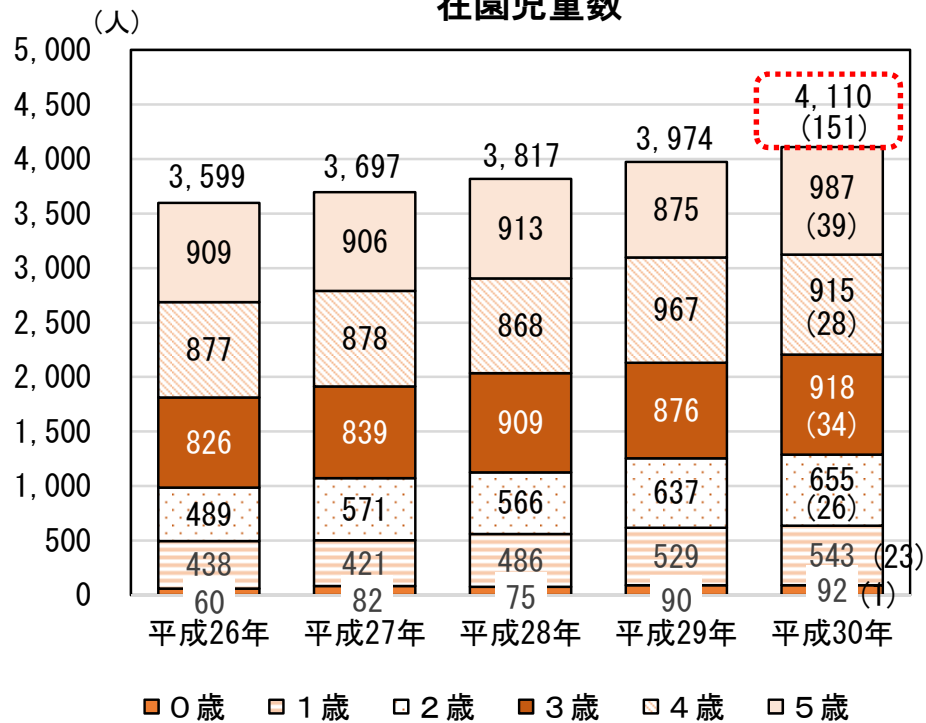
出展：国勢調査

教育・保育の利用状況

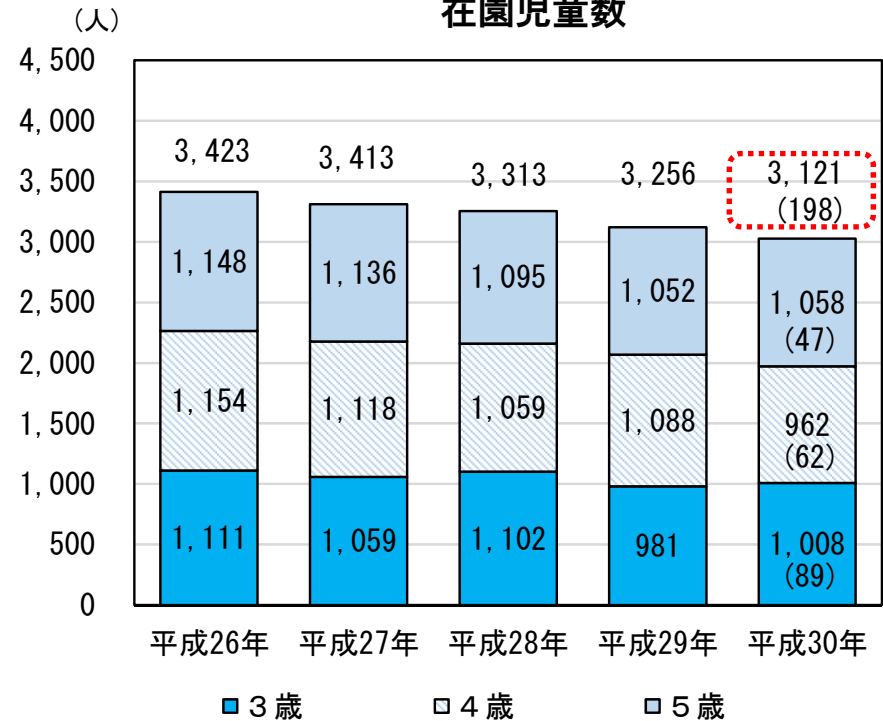
○保育園・認定子ども園(2、3号認定)の在園児童数は増加傾向

○幼稚園・認定こども園(1号認定)の在園児童数は減少傾向

保育園・認定こども園(2、3号認定)
在園児童数



幼稚園・認定こども園(1号認定)
在園児童数



出展：安城の統計

()内は認定こども園児童数

第2期計画の策定方針



第1期計画を前提とし、 政策動向を踏まえた内容を反映する

～主な政策動向～

○子育て安心プラン

H32年度末までに全国の待機児童を解消し、女性就業率80%に対応する量の確保

○放課後児童クラブの受け皿拡大

新規開設分の約80%を小学校内で実施、全小学校区で放課後児童クラブと放課後こども教室の両事業を一体的または連携して実施

○幼児教育・保育の無償化

平成31年10月より、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、保育園、認定こども園の費用の無償化措置。